

淡水魚保全のための検討会の背景及び目的

＜背景＞

- 環境省は平成 25 年 2 月に第 4 次レッドリストを公表したが、淡水魚の評価対象種数(約 400 種)に対する絶滅危惧種数(167 種)の割合は 42%と、他の分類群に比べて最も高い。また、絶滅危惧種の数は、レッドリストの改訂の度に増加し続けていることから、淡水魚類の保全は重要な課題である。

- 淡水魚類の生息環境は、農業生産方式や土地利用の変化、耕作放棄等により失われつつある。特に、水田、水路、河川を行き来する淡水魚類については、生息環境の喪失に加え、二次的自然と河川との移動阻害も減少要因となっている。

- さらに、希少な淡水魚類の生息地において開発事案が生じて、種の保全との間に軋轢が生じるなど、種の保存法に基づく国内希少野生動植物の指定による採捕規制だけでは、淡水魚類の十分な保全が図れないことが課題となっている。

＜目的＞

- 以上の背景を踏まえると、希少な淡水魚をとりまく危機的な状況を乗り越え、その生息及び生息環境を回復させるためには、次の観点が重要である。
 - ①希少な淡水魚が有する生活史の特殊性(水田、水路、河川を行き来し二次的自然に依存するため、環境の連続性やつながりが重要であること)を踏まえて、生息環境の保全や再生に係る技術的検討を行う必要があること。
 - ②ただし、そのような技術的検討だけでは不十分であり、希少な淡水魚が危機に陥った要因を社会的な背景も含めて分析を行い、希少な淡水魚の保全の問題を地域社会全体の問題として捉え、総合的な保全策を検討する必要があること。
 - ③そのためには、希少な淡水魚に関係する主体が、それぞれの立場で自主的な取組を促進させることが重要であり、その取組の方向性を示すとともに、取組を実施するインセンティブを与える必要があること。

- そこで、本検討会では、自治体、農業者をはじめとする地元住民、NPO、NGO、研究者、国等のそれぞれの主体が、淡水魚の生息環境を保全するための技術的な対応や社会的な問題点の解決に向けた対応等の方向性を示す淡水魚保全のための提言を作成するもの。

参考 1 環境省レッドリストにおける汽水・淡水魚類の絶滅危惧種数

環境省レッドリスト 公表年	1999年 (H11年)	2007年 (H19年)	2013年 (H25年)
絶滅危惧種数 ()評価種数	76 (約300)	144 (約400)	167 (約400)
評価種数に 対する割合	25%	36%	42%

参考 2 環境省第 4 次レッドリストにおける各分類群の絶滅危惧種数

分類群	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	貝類	汽水・淡水魚類	その他無脊椎動物
絶滅危惧種数 ()評価種数	34 (160)	97 (約700)	98 (36)	22 (66)	358 (約32,000)	563 (約3,200)	167 (約400)	61 (約5,300)
評価対象種数 に対する割合	21%	14%	37%	33%	1%	18%	42%	1%

※汽水・淡水魚類は 2013 年 (H25 年) 2 月公表、それ以外は 2012 年 (H24 年) 8 月公表

参考 3 国内希少野生動植物種に指定された種

	
ミヤコタナゴ (平成 6 年)	イタセンパラ (平成 7 年)
	
スイゲンゼニタナゴ (平成 14 年)	アユモドキ (平成 16 年)

淡水魚保全のための提言の内容と活用等について

1. 提言の内容のイメージ

①提言の背景及び目的並びに淡水魚保全の意義

②淡水魚保全に関する事例整理

- 詳細検討対象種ごとに、生息状況をレビュー
(生活史ごとに生態の特殊性を明らかにして記述)
- それらの危機の状況を整理し、要因分析の結果を記載
- 保全に成功した事例をとりあげ、その分析結果を記載



- 地域の専門家に対するヒアリング、現地調査、文献調査
- ゲストスピーカーによる事例発表

③問題点の社会的要因と解決の方向性

- 詳細検討対象種の生息環境の悪化の背景にある、地域社会が有する問題点を網羅的に抽出し、各主体が取り組むことができる解決策の方向性を提示

問題点のイメージ

- ・開発を求める地域社会の要求
(開発圧力)
- ・営農や保全の担い手減少
- ・土地利用の変化による生息地・生息適地の減少

解決策のイメージ

- ・環境支払等による動機づけ
- ・世界農業遺産、ラムサール条約登録によるシンボル化
- ・農地の湿地や遊水地としての機能の経済的評価による生息環境の重要性に関する認識向上
- ・上下流バランスにおける遊水地、希少種生息地、景観等の評価

④生息環境保全の技術的対応

- 詳細検討対象種に着目した、保全管理手法やインフラ整備における配慮事項の提示。
※生活史を全うする上で重要な利用環境を特定・抽出。その詳細を検討、分析する。
※利用環境同士のつながりの重要性とそれを確保するための技術的対応を明らかにする。
※それを通じて、既存の指針等を、希少淡水魚保全の観点から深化、補足するとともに、既存の指針同士を連携させるイメージ。

<既存の指針等>

- ・「多自然川づくり基本指針」(国土交通省水管理・国土保全局)等関連通知
- ・「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」(農林水産省農村振興局)等関連通知
- ・「環境保全型農業直接支払い」(農林水産省生産局)等関連諸制度

想定例1:アユモドキ

- 越冬地の特徴の保全
(十分な間隙のある中型の礫中に湧水が湧出する状況の確保。)
- 産卵環境の保全
(産卵を誘発する急激な水位変動の確保)

想定例2:ミヤコタナゴ

- 産卵環境の保全
(産卵母貝が生息できる砂礫環境の確保。産卵母貝幼生が寄生する淡水魚類の河川～水路～水田間の行き来の確保。)

⑤生息域外保全技術の整理

- 希少淡水魚類や産卵母貝等の水族館等の研究施設における保存技術
- 生息域内への再導入の技術や実践上の課題検討

⑥まとめ

- 自治体、農業者をはじめとする地元住民、NPO、NGO、研究者、国等、主体別に取り組むことが望ましい事項を整理、取りまとめ。

<スケジュール>

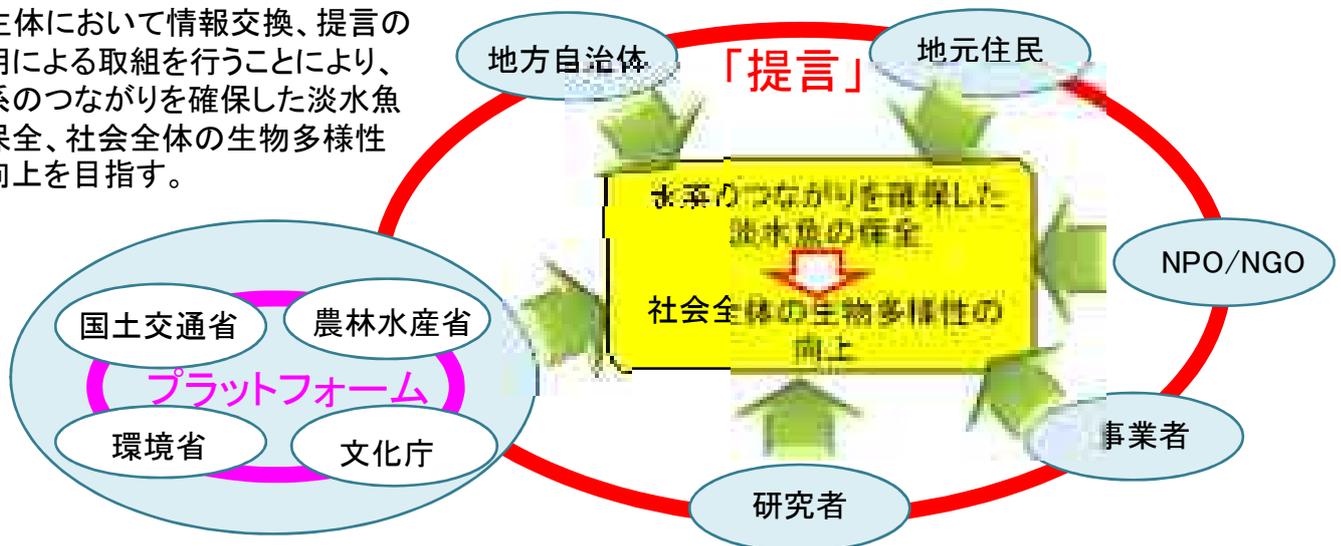
- 平成27年度までの2年間で想定

2. 提言の活用イメージ

1. 関係省庁と共有し、各省庁において定める指針等と併せて対策を充実化。さらには、淡水魚の保全について情報交換できるプラットフォームづくりを目指す。
2. 自治体、農業者をはじめとする地元住民、NPO・NGO(自然保護、地域づくり等)、研究者、事業者等に周知し、それぞれで活用。
3. 環境省においては、希少種保全対策を実施。
 - ①環境アセスメント、計画に関する各種協議を行う際に活用
 - ②特定の現場を設定して、提言に基づくモデル事業を実際に実施し、淡水魚を取り巻く問題を総合的に把握し解決を目指すことも検討。

3. 目指すべき将来像

- 各主体において情報交換、提言の活用による取組を行うことにより、水系のつながりを確保した淡水魚の保全、社会全体の生物多様性の向上を目指す。



<参考1> 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 第4章第2節「基本戦略」

河川や湿原のほか、水田、ため池や水路などの人が築いてきた水系も含めてネットワークが形成されており、魚類などが移動などに利用しています。こうした生物の生息の基盤となっている場所のつながりを確保するため、自然本来の特性やメカニズム、歴史性を考慮しつつ、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、それらを有機的につなぐ生態系ネットワークの形成を目指し、流域全体の生態系管理の視点に立ち、さまざまなスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進めます。

<参考2> 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(平成26年4月環境省策定)

保全地域以外における絶滅危惧種の保全を推進することを念頭に、広域分布種で全国的に減少傾向にある絶滅危惧Ⅱ類(VU)など、保全対策の方法について情報の共有が有効な種に関しては、各地で実施されている取組などの情報の収集・整備と効果的な保全対策のあり方の検討を行い、多様な主体による全国的な保全取組の推進を目指して、保全に関するガイドライン等の作成に取り組む。

詳細検討対象種の選定について

1. 詳細検討対象種を選定するにあたっての考え方

- 環境省が公表した第4次レッドリストにおいては、我が国に生息する汽水・淡水魚類約 400 種を評価した結果に基づき、253 種が掲載されている。このうち、絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅱ類(VU 以上)）が 167 種、準絶滅危惧種が 34 種、絶滅のおそれのある地域個体群が 15 種、絶滅や情報不足を含むその他が 37 種である。
- これらの淡水魚の中には、成長段階において河川～水路～水田を行き来するものの他、産卵を水田や水路に生息する他の生物に依存するもの、餌を水田、水路、ため池から生じるプランクトンや小動物に依存するもの、生息地や越冬地として河川の湧水に依存するもの等（※1）、水系ネットワークを基盤とする生物多様性の保全上極めて重要な種があり、これを検討対象種として選定したい。
- 本来であれば、検討対象種として選定した淡水魚のひとつひとつについて種毎に保全方策を検討する必要があると考えられるが、検討対象となる種数が多くなるため現実的ではない。
- そこで、効果的かつ効率的な保全を推進するため、類似した生活史や生活環等を持つ淡水魚を類型化し、類型化した魚類群の中から保全方策を検討する代表的な種として詳細検討対象種を選定することとしたい。
- 詳細検討対象種ごとに生息環境の変遷、現在の生息状況、危機要因等、その種を取りまく状況に関する情報を収集し、必要な対策を検討することで、同じような状況にある淡水魚類を効率的に保全することが可能と考えられる。

※1…ここで挙げた例は、平野部の陸水域の二次的自然であると言える。実際、絶滅危惧種の分布情報を、第5回自然環境保全基礎調査植生調査における「植生自然度区分」に重ね合わせて分析すると、絶滅危惧種は「農耕地（水田・畑）／緑の多い住宅地」に38%、「二次林」に14%が生息することが明らかになっている。（環境省自然環境局野生生物課、2012、平成23年度我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検とりまとめ報告書、pp.10-12）

2. 詳細検討対象種を選定するための手順

- 詳細検討対象種の選定は、既存の文献等から淡水魚類の生活史や生活環等に関する情報を収集、整理し、以下の手順で行う。

（1）情報収集

- 我が国に生息する汽水・淡水魚類約 400 種のうち、環境省が公表した第4次レッドリストに掲載された 253 種について、情報収集を行う。

(2) 検討対象種の抽出

- 淡水魚 253 種のうち平野部の陸水域の二次的自然に生息する 72 種を検討対象種として抽出する。
- なお、絶滅及び野生絶滅した種を除いた上で、一生を汽水域のみで過ごす種、主に河川や湖沼のみで過ごし又は河川と海を行き来して積極的に二次的自然を利用しない種は抽出されていない。

<検討対象種の選定手順>

- ①絶滅種及び野生絶滅種を除外
- ②生息環境がわんど、水路、水田、ため池、池沼のいずれかに該当する種を抽出（70 種）
- ③ ②に該当しない種から、産卵環境が細流、水田、池沼、ため池、氾濫原のいずれかに該当する種を抽出して追加（+9 種）
- ④ ②③の内、生息環境に汽水を含み、かつ水田、ため池、池沼のいずれにも該当しない種を除外（-7 種）

(3) 類型化

- （1）にて抽出された検討対象種 72 種を対象として、今後の対策を検討する上で重要と考えられる生息環境、産卵特性、産卵環境、繁殖に伴う移動等の情報を取りまとめる（参考資料 2）
- とりまとめた情報から、以下の手順で類型化を行う。

<類型化の手順>

- ①河川・水路・水田など異なる環境を、産卵などのために移動する種を抽出
- ②産卵特性として、二枚貝を利用に該当する種を抽出
- ③ ②の種のうち、生息環境が、(a)小規模河川や水路・ため池を主な生息環境とする種と、(b)河川や水路を主な生息環境とする種に類型化
- ④ ①②に該当しない種で、生息環境が水路、水田、ため池のいずれかに該当する種を抽出
- ⑤ 生息環境が湧水に該当する種を抽出

- 以上の結果、以下の 5 つのパターンに類型化された。

類型Ⅰ：産卵や成長に伴い、河川や湖沼、水路、水田等異なる生息環境を移動して利用する種（手順①）

類型Ⅱ：小規模河川や水路・ため池を主な生息環境とし、産卵に二枚貝を利用する種（手順③-(a)）

類型Ⅲ：河川や水路を主な生息環境とし、産卵に二枚貝を利用する種（手順③-(b)）

類型Ⅳ：水路やため池を主な生息環境とし、水路等で水草等に産卵する種（手順④）

類型Ⅴ：湧水が豊富な環境に生息する種（手順⑤）

(4) 詳細検討対象種 (案)

○各類型の代表として、以下の基準に基づいて、次のとおり、詳細検討対象種 (案) 14 種を選定した。

○類型Ⅰ：アユモドキ (CR・国内希少野生動植物種・天然記念物)、
オオガタスジシマドジョウ (EN)、ニゴロブナ (EN)

類型Ⅱ：ミヤコタナゴ (CR・国内希少野生動植物種・天然記念物)、ゼニタナゴ (CR)、
ニッポンバラタナゴ (CR)

類型Ⅲ：イタセンパラ (CR・国内希少野生動植物種・天然記念物)、
スイゲンゼニタナゴ (CR・国内希少野生動植物種)、カゼトゲタナゴ (EN)

類型Ⅳ：カワバタモロコ (EN)、シナイモツゴ (CR)、ウシモツゴ (CR)

類型Ⅴ：ムサシトミヨ (CR)、ハリヨ (CR)

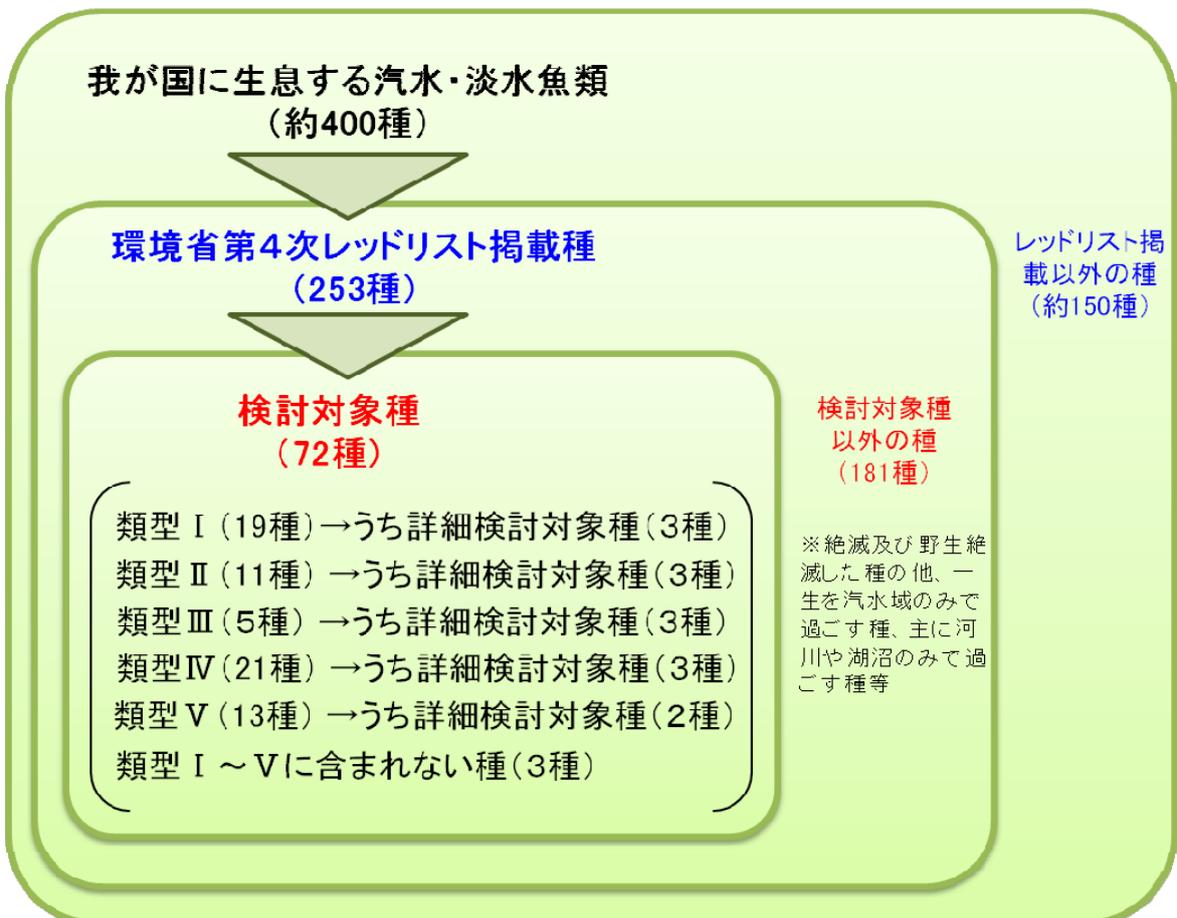
※ () 内は、環境省第4次レッドリストランク、国内希少野生動植物種、国指定天然記念物について、該当する場合はその旨を記載。

＜選定の基準＞

基準① 当該類型の特徴をより明確に示す種。

基準② 生態や保全活動などの、今後の詳細情報の収集及びガイドライン検討に資する十分な情報がある。

詳細検討対象種選定イメージ



※絞り込みにあつては、日本産魚類検索 (中坊, 2002)、日本の淡水魚 (川那部, 2001)、レッドデータブック汽水・淡水魚類 (2003) 等の情報を元に行った。

類型化の結果

類型	特徴	検討対象魚類		生息環境	産卵環境	産卵基質	繁殖に伴う移動
		詳細検討対象種(案)	その他の種				
類型Ⅰ	産卵や成長に伴い、河川や湖沼、水路、水田等異なる生息環境を移動して利用する種	①アユモドキ(河川本流やその接続水路と水田を繁殖のために行き来する生態を持つ種) ②オオガタスジシマドジョウ(湖やその接続水路と水田周辺の細流を繁殖のために行き来するという生態を持つ種) ③ニゴロブナ(湖とそこに小水路などで繋がった内湖を繁殖のために行き来する生態を持つ種)	ゲンゴロウブナ、キンブナ、ゼゼラ、ドジョウ、トサシマドジョウ、サンヨウコガタスジシマドジョウ、トウカイコガタスジシマドジョウ、サンインコガタスジシマドジョウ、ピワコガタスジシマドジョウ(ヨドコガタスジシマドジョウを含む)、チュウガタスジシマドジョウ、オンガスジシマドジョウ、ハカタスジシマドジョウ、アリアケスジシマドジョウ、タンゴスジシマドジョウ、ヤマトシマドジョウ、オオヨドシマドジョウ	汽水・河川・水路・水田・ため池・湖沼	河川・水田・水路(細流)・湖沼・池沼・ため池・氾濫原・ヨシ帯	水草・底質・ばらまき	産卵移動
類型Ⅱ	小規模河川や水路・ため池を主な生息環境とし、産卵に二枚貝を利用する種	④ミヤコタナゴ(水田周辺の比較的流れのある水路や細流といった比較的閉じた半自然環境に生息し、二枚貝に産卵する生態を持つ種) ⑤ゼニタナゴ(水路やため池といった比較的閉じた半自然環境に生息し、二枚貝に産卵する生態を持つ種。関東・新潟以北の本州等に生息。) ⑥ニッポンバラタナゴ(水路やため池といった比較的閉じた半自然環境に生息し、二枚貝に産卵する生態を持つ種。大阪府、香川県、九州中北部に生息。)	ヤリタナゴ、イチモンジタナゴ、タナゴ、シロヒレタビラ、アカヒレタビラ、キタノアカヒレタビラ、ミナミアカヒレタビラ、カワヒガイ	河川・わんど・水路・ため池・湖沼	河川・水路(細流)・ため池・湖沼・わんど・氾濫原	二枚貝	なし
類型Ⅲ	河川や水路を主な生息環境とし、二枚貝を利用する種	⑦イタセンパラ(河川本流のわんどや湖沼などの開放的な環境に生息し、二枚貝に産卵する生態を持つ種) ⑧スイゲンゼニタナゴ(河川や水路などの開放的な環境に生息し、二枚貝に産卵する生態を持つ種。岡山平野のみに生息。) ⑨カゼトゲタナゴ(河川や水路の比較的開放的な環境に生息し、二枚貝に産卵する生態を持つ種。九州の中北部のみに生息。)	アブラボテ、セボシタビラ	河川・わんど・水路・湖沼	河川・水路(細流)・氾濫原	二枚貝	なし
類型Ⅳ	水路やため池を主な生息環境とし、水路等で水草等に産卵する種	⑩カワバタモロコ(水路や細流、ため池の水草などの豊富な環境に生息し、水草を産卵基質とする生態を持つ種) ⑪シナイモツゴ(湖沼やため池の水草などの豊富な環境に生息し、石などを産卵基質とする生態を持つ種。中部地方以北の本州に生息。) ⑫ウシモツゴ(水路やため池の水草などの豊富な環境に生息し、石などを産卵基質とする生態を持つ種。濃尾平野等に生息。)	ヒナモロコ、ヤチウグイ、ホンモロコ、ヨドゼゼラ、ツチフキ、デメモロコ、ギバチ、メダカ北日本集団、メダカ南日本集団、オヤニラミ、タナゴモドキ、タメトモハゼ、ゴシキタメトモハゼ、ジュズカケハゼ富山固有種、ジュズカケハゼ関東固有種、トウカイヨシノボリ、シマヒレヨシノボリ、タイワンキンギョ	河川・わんど・水路・ため池・池沼・湖沼	河川・水路(細流)・水田・ため池・池沼・湖沼・氾濫原	水草や石等の基質など	なし
類型Ⅴ	湧水が豊富な環境に生息する種	⑬ムサシトミヨ(湧水を水源とする水草などの豊富な環境に依存する種。関東平野に局在。) ⑭ハリヨ(湧水を水源とする水草などの豊富な環境に依存する種。滋賀県北東部、岐阜県南西部に局在)	スナヤツメ南方種、スナヤツメ北方種、エゾホトケドジョウ、ホトケドジョウ、ナガレホトケドジョウ、ホトケドジョウ属の1種(東海集団)、福島県以南の陸封のイトヨ太平洋型、本州のイトヨ日本海型、本州のトミヨ属淡水型、トミヨ属雄物型、エゾトミヨ	湧水の流出する河川・水路・ため池・湖沼	湧水の流出する河川・水路(細流)	水草や底質	なし

※3種(フナ属の1種(琉球列島)、ワタカ、タウナギ属の1種(琉球列島))については、生態的特殊性、または生態情報不足により、上記の類型化に含まれなかった。

ヒアリング候補者・現地調査リスト（案）

※ヒアリング10名程度、現地調査2箇所程度実施予定

	ヒアリング	現地調査	対象	対象者	所属および役職	都道府県	選定理由
1	●		シナイモツゴ	杉山 秀樹	NPO法人秋田水生生物保全協会 代表理事	秋田県	ゼニタナゴをはじめとして秋田県内における希少淡水魚類の生息状況について精通している。主な活動は、大森山動物園の保全池でのゼニタナゴの保全、八郎湖の生態系を守るプロジェクト(オオクチバス駆除他)など。
2	●		ゼニタナゴ・シナイモツゴ	藤本 泰文	宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 研究員	宮城県	ゼニタナゴを中心にシナイモツゴなど宮城、岩手各県の希少淡水魚の情報に精通している。主な活動は、伊豆沼・内沼周辺に生息する水生生物等の保全。
3	●	●	ムサシトミヨ	竹内 章	熊谷市ムサシトミヨを守る会 会長	埼玉県	ムサシトミヨの密漁防止、河川の草刈、清掃など水辺環境の保護活動のほか、増殖活動や市内で保護活動を行っている小中学校の支援もしている。
4	●		ミヤコタナゴ	勝呂 尚之	神奈川県庁水産課	神奈川県	ミヤコタナゴやホトケドジョウなど関東における希少淡水魚類の生息状況ならびに生息域外保全に精通している。著書など、ミヤコタナゴ自然産卵による増殖試験-I, II、神奈川県希少淡水魚生息状況-I, II
5	●		ハリヨ	森 誠一	岐阜経済大学 教授	岐阜県	トゲウオ類を中心に全国各地の希少淡水魚類の生息状況ならびに保全活動の状況に精通している。論文など、維持管理作業がイバラトミヨの営巣環境に与える影響。応用生態工学、5:169-178.(2003)
6	●		カワバタモロコ	田中 博	輪之内本戸土地改良組合 理事長	岐阜県	カワバタモロコに配慮した環境整備及び環境を守る取組を生かした地域活性化のあり方を考える等の取組を実施している。
7	●		ウシモツゴ	塚原 幸治	特定非営利活動法人 ふるさと自然再生研究会 理事長	岐阜県	ウシモツゴをはじめとする地域資源を保全・再生・活用することによる取組を実施している。
8	●	●	ニゴロブナ・オオガタスジマドジョウ	滋賀県	滋賀県農政水産部農村振興課地域資源活用推進室	滋賀県	ニゴロブナを中心に琵琶湖水系の水田利用魚類の生態や保全活動、資源としての利用状況を把握している。魚のゆりかご水田プロジェクトとして魚類が水田と排水路を行き来できる取組を実施している。
9	●	●	イタセンパラ	上原 一彦	淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク事務局	大阪府	イタセンパラ・アユモドキを中心に琵琶湖・淀川水系の希少淡水魚類の生息状況ならびに生息域外保全に精通している。著書など、淀川の水路に生育する水環境との関連。水草研究会会誌 78 19-24 (2003)
10	●		アユモドキ	上田 稔	特定非営利活動法人亀岡 人と自然のネットワーク 代表理事	京都府	渇水期におけるアユモドキの救出活動、密漁の防止パトロール、生息環境の整備として魚道の設置など。生息状況調査として産卵場所の特定や生息環境・生態的特性を把握するための調査を実施している。
11	●		アユモドキ・スイゲンゼニタナゴ	青 雅一	岡山淡水魚研究会 理事長	岡山県	アユモドキ・スイゲンゼニタナゴなど岡山県を中心とした希少淡水魚類の保全活動に精通している。主な活動は、アユモドキの保護・増殖・生息状況調査研究、スイゲンゼニタナゴの生息状況調査
12	●		アユモドキ	阿部 司	株式会社ラーゴ生物多様性研究室 上席研究員	岡山県	アユモドキ・スイゲンゼニタナゴなど岡山県を中心とした希少淡水魚類の生息状況、生態、保全活動に精通している。
13	●		スイゲンゼニタナゴ	中田 和義	岡山大学大学院環境生命科学研究科 准教授	岡山県	岡山県のスイゲンゼニタナゴの生態や保全活動に精通している。主な著書など、水田と水路の保全による在来魚の復元 アユモドキ 一休耕田を利用して、田園の魚をとりもどせ！
14	●		ニッポンバラタナゴ・カワバタモロコ・カゼトゲタナゴ		香川淡水魚研究会	香川県	香川県を中心にニッポンバラタナゴやカワバタモロコの生息状況、保全活動に精通している。主な活動は、国内希少野生動植物種スイゲンゼニタナゴの繁殖生態解明と保全技術の開発など。
15	●		ヒナモロコ・タナゴ類	鬼倉 徳雄	九州大学農学研究院 資源生物科学部門 准教授	福岡県	九州地方の淡水魚類の生息状況をもっとも把握しており、保全活動の状況についても精通している。主な論文など、野外におけるヒナモロコの成長と利用環境。魚類学雑誌 56 135-143(2009)
16	●		ホトケドジョウ・フナ類	西田 一也	独立行政法人水産総合研究センター 国際水産資源研究所 外洋資源部 研究支援職員	神奈川県	水田地帯に生息する魚類の生態と生息場特性の解明、生態系配慮工法の効果等の検証に取り組んでいる。論文など、農業排水路の生態系配慮工法区間における魚類相と水路環境の推移。農業農村工学会論文集,79(2)45-53(2011)

今後の予定について

本検討会の結果を踏まえ、第2回検討会までに、詳細検討対象種を対象として、生息状況の整理（生息環境の変遷、現在の生息状況、危機要因等）及び有識者ヒアリング及び現地調査（生態、開発や保全の事例等）を実施する。また、開発と生息環境の保全に関する事例検討のため、開発による生息地の喪失事例、保全活動などの事例収集を行い、第3回検討会で報告を行う。

これら検討会での議論を踏まえ、今年度は、詳細検討対象種に関する情報及び開発と生息環境の保全に関する事例のとりまとめを行う。

今後の予定については、以下のとおり。

平成26年度スケジュール

時期	淡水魚保全のための検討会	詳細検討対象種		開発と生息環境の保全に関する事例収集
		生息状況整理	有識者ヒアリング及び現地調査	
平成26年 10月	第1回検討会 (10/31)			
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・生息環境の変遷 ・現在の生息状況 ・危機要因 	生態及び開発や 保全の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・保全活動等の事例 ・各事例における問題点の社会的要因の検討
12月	第2回検討会			
平成27年 1月				
2月				
3月	第3回検討会			

平成27年度スケジュール（想定）

時期	検討会	項目
平成27年 4月	右記項目の検討のため、4～5回程度開催	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて有識者ヒアリング及び現地調査の補足実施 ○詳細検討対象種の生息環境保全に関する事例検討、危機要因及び成功要因の分析 ○問題点の社会的要因と解決の方向性の検討 ○生息環境保全のための技術的検討及び生息域外保全の整理
平成28年 3月		<ul style="list-style-type: none"> ○淡水魚保全のための提言とりまとめの素案検討 ○淡水魚保全のための提言のとりまとめ

※平成26～27年度の2カ年で提言をとりまとめる予定。